廃炉発官R5第160号 令和6年2月7日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき,別紙の通り,「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について,下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

- ○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
- 5,6号機取水路開渠内に「重機足場」を設け、恒久的な管理対象区域に設定するため、下記の通り変更を行う。また、併せてモニタリングポスト図面及び本文について、記載の適正化を行う。
 - Ⅱ 特定原子力施設の設計,設備
 - 1 設計、設備について考慮する事項
 - 1.14 設計上の考慮

本文

変更なし

添付資料-1

- ・ 重機足場追加に伴う図面の変更
- 2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画
 - 2.15 放射線管理関係設備等

本文

・記載の適正化

添付資料2

- 記載削除
- 2.33 5 · 6 号機 放射性液体廃棄物処理系

本文

変更なし

添付資料-4

- ・重機足場追加に伴う図面の変更
- 2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 (増設雑固体廃棄物焼却設備)

本文

・変更なし

添付資料-2

- ・重機足場追加に伴う図面の変更
- 2.50 ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設

本文

変更なし

添付資料-1

- ・重機足場追加に伴う図面の変更 添付資料-4
 - ・重機足場追加に伴う図面の変更

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第57条

・ 重機足場追加に伴う図面の変更

第60条

- ・重機足場追加に伴う図面の変更
- ・ 図面の適正化

附則

・ 重機足場追加に伴う変更

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図(1/2)

重機足場追加に伴う図面の変更

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2/2)

・重機足場追加に伴う図面の変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

重機足場追加に伴う図面の変更

第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第98条

・ 重機足場追加に伴う図面の変更

第101条

- ・重機足場追加に伴う図面の変更
- ・図面の適正化

附則

重機足場追加に伴う変更

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図(1/2)

重機足場追加に伴う図面の変更

福島第一原子力発電所 管理区域全体図(2/2)

・重機足場追加に伴う図面の変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

・重機足場追加に伴う図面の変更

- 第3編(保安に係る補足説明)
- 3 放射線管理に係る補足説明
- 3.1 放射線防護及び管理
 - 3.1.2 放射線管理
 - ・重機足場追加に伴う図面の変更
 - 3.1.4 港湾内の海水,海底土,地下水及び排水路の放射性物質の低減
 - ・ 重機足場追加に伴う図面の変更

以 上